

## 隨契理由書

工事名：一般府道 八尾道明寺線 安中地下道仮設排水ポンプ応急復旧工事

令和5年9月11日に一般府道 八尾道明寺線（八尾市相生町四丁目地内 外）における安中地下道の排水ポンプ2台のうち、1台が故障する事案が発生しました。

道路内における湧水等を適切に処理する機能を確保するため、早期にポンプを復旧する必要がありますが、同規格のポンプは受注生産による工場製作が必要で、取り換えるまでは長期の期間（約1年程度）を要するため、一刻も早く応急復旧し、機能確保する必要があります。

以上のごとが大阪府随意契約ガイドライン第4号(令167条の2第1項第5号)の「府民の生命、健康、財産に著しい危険が生じる恐れがある場合」に該当することから、標記工事を早急に行う必要があります。

業者選定にあたっては、大阪府建設工事競争入札参加資格名簿に登載されており、当該ポンプ施設の更新工事を実施した実績があり、現在、安中地下道を含む管内の排水ポンプ保守点検業務を履行している「東洋メンテナス株式会社」が、ポンプ設備や現地の状況等に精通しており、緊急時の速やかな対応も可能であることから同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約をするものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積書を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、緊急に行わないと著しく支障をきたす施設の応急復旧であることから、同規則の運用第6-2条関係第2項第1.0号（著しく支障をきたす施設の緊急修繕）の規定により比較見積の徴取を省略するものです。